

官報 号外 昭和四十二年七月六日

○第五十五回 衆議院会議録 第三十三号

昭和四十二年七月六日(木曜日)

議事日程 第二十七号

昭和四十二年七月六日

午後二時開議

第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案(内閣提出)

第三 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

裁判官訴追委員の選挙

東北開発審議会委員の選挙

東北開発審議会委員の選挙

内閣総理大臣の韓國訪問と四ヶ国首脳会談に関する緊急質問(堂森芳夫君提出)

日程第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案(内閣提出)

住居表示に関する法律の一部を改正する法律案

(地方行政委員長提出)

日程第三 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 裁判官訴追委員及び東北開発審議会委員の選挙を行ないます。

○竹内黎一君 裁判官訴追委員の選挙及び東北開発審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(石井光次郎君) 竹内黎一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、裁判官訴追委員に南條徳男君を、東北開発審議会委員に八田貞義君をそれぞれ指名いたします。

○議長(石井光次郎君) おはかりいたしました。

○議長(石井光次郎君) 参議院から、内閣提出、運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)が回付されました。この際、

改正する法律案が回付されておりました。この際、

議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

○議長(石井光次郎君) 運輸省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(石井光次郎君) おはかりいたしました。

○議長(石井光次郎君) 参議院から、内閣提出、運輸省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

○運輸省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和四十二年七月五日

午後二時二十一分開議
○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

衆議院議長 石井光次郎殿
参議院議長 重宗 雄二

(修正に係る条文を掲ぐ。)

裁判官訴追委員の選挙

○東北開発審議会委員の選挙

○議長(石井光次郎君) 裁判官訴追委員及び東北開

発審議会委員の選挙を行ないます。

○議長(石井光次郎君) おはかりいたしました。

○議長(石井光次郎君) 竹内黎一君の動議に御異議

ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、裁判官訴追委員に南條徳男君を、東北開

発審議会委員に八田貞義君をそれぞれ指名いた

します。

○議長(石井光次郎君) おはかりいたしました。

○議長(石井光次郎君) 参議院から、内閣提出、運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)が回付されました。この際、

改正する法律案が回付されておりました。この際、

議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(石井光次郎君) 参議院から、内閣提出、運輸省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

○運輸省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和四十二年七月五日

(施行期日○等)

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、第三十七条第二項の改正規定は

公布の日から、目次の改正規定、第二章第四節に係る改正規定及び附則第三項から第五項まで

の規定は同年十月一日から施行する。

2 改正後の第八十三条の規定及び次項の規定は、昭和四十二年六月一日から適用する。

(経過規定)

1 この法律は、昭和四十二年九月三十日ままでの間は一万五千二百六十三人とし、同年十月一日から昭和四十三年二月二十九日までの間は一万五千二百六十二人とする。

2 改正後の第八十三条の規定及び次項の規定は、昭和四十二年六月一日から適用する。

(経過規定)

1 この法律は、改正後の第八十三条の規定にかかるわらず、昭和四十二年九月三十日までの間は一万五千二百六十三人とし、同年十月一日から昭和四十三年二月二十九日までの間は一万五千二百六十二人とする。

2 改正後の第八十三条の規定及び次項の規定は、昭和四十二年六月一日から適用する。

輸省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を地方航空局の空港事務所その他の地方機関の長に行なわせることができる。

(自衛隊法の一部改正)

自衛隊法(昭和二十九年法律第六百六十五号)の一部を次のように改正する。
第一百一条第一項中「航空保安事務所」を「地方航空局」に改める。

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意するに決しました。

内閣総理大臣の韓国訪問と四ヶ国首脳会談に関する緊急質問(堂森芳夫君提出)

○竹内黎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意するに決しました。

内閣総理大臣の韓国訪問と四ヶ国首脳会談に関する緊急質問(堂森芳夫君提出)

○竹内黎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意するに決しました。

○議長(石井光次郎君) 読了(石井光次郎君) 竹内黎一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。

内閣総理大臣の韓国訪問と四ヶ国首脳会談に関する緊急質問を許可いたします。堂森芳夫君。

○堂森芳夫君 私は、日本社会党を代表いたしまして、佐藤総理の韓国訪問並びに四ヶ国首脳会談等に関連しまして、若干の質問を行なうものであります。(拍手)

まず第一には、佐藤総理並びに佐藤内閣の国会

監視の態度であります。

ただいまも、本会議は定期より開かれる予定であります。今特別国会におきましては、重要問題が山積し、審議が遅滞し、やむを得ず会期の延長を行なつたのであります。國政の最高責任者がその責任を自覚せず、会期中に外國を訪問することは、すなわち國会輕視であり、國民に対し無責任なる政治姿勢と断ざざるを得ないのであります。

第二の点であります。総理が今回韓国を訪問されましした状況につきましては、新聞はいろいろと報道しております。たとえば、朝日新聞の現地特派員の伝えるところによりますと、沿道には一切出迎えの人がなく、韓國を訪れた各国首脳の来輪ぶりに比べると、全く市民の反応は冷やかであつたといつておられます。また、読売新聞によりますと、現地市民の反応は、かつて小坂、椎名元前外相や故大野伴陸氏らが訪韓したときは、デモなど不愉快なトラブルがあつたが、このたびは全く波乱もなく、首相も警護係長に感謝のことばを伝えたと報道しております。この二つの現地報道に、佐藤総理の訪韓の本質を見ることができると思うのであります。すなわち、韓國国民にとりましては、佐藤総理は出迎えに値しない、招かれざる客であり、また、総理が警備責任者に謝辞を述べるほどきびしい警戒体制のもとで韓国入りをしたということです。さ

す。これに対する国民的追及はきわめて激しく、それがなればならぬのであります。(拍手)いかに隣国との親善のためと総理が言われましても、眞の親善に役立つどころか、逆に隣国国民の憤慨を買つたと断ぜざるを得ないと思ひます。が、総理の見解はいかがでありますか。(拍手)

次に、私は、総理の善隣外交について、対朝鮮外交の基本についてお尋ねいたすものであります。

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(石井光次郎君) 竹内黎一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。

内閣総理大臣の韓国訪問と四ヶ国首脳会談に関する緊急質問を許可いたします。堂森芳夫君。

るよう見受けられますので、この際、国民の抱く疑問点を解明することが総理の責務であると存ずるのであります。

まず、日韓首脳会談についてであります。総理に隨行した椎名特派大使は、日韓國交正常化が、日韓両国の善隣友好促進と韓国の經濟的發展、民主安定に役立つことは、ここに事實をもつて証明されたと述べているのであります。しかし、韓國經濟の現実はきわめて危険な様相を呈しておるのであります。朴政権が誇示する高い經濟成長も、第二次經濟五力年計画に対する日本の經濟協力を約束したことなどといふことであります。しかし、韓國經濟の現実はきわめて危険な様相を呈しておるのであります。朴政権が誇示する高い經濟成長も、ぱく大外貨の導入によつて成り立つてゐるのであり、昨年末の外貨の元利總額は八億五千万ドルに達し、韓國經濟は自立の方向ではなく、債務奴隸の立場に追い込まれてゐると申されねばなりません。また、產業構造もアンバランスが拡大し、農業を中心とする第一次産業は疲弊の一途をたどつておるのであり、第二次産業におきましてはその工業化が急ピッチで進められているものの、基幹的な鐵鋼、機械工業などが著しく輕視され、奇形的な状況を呈しているのであります。このよくな経済發展の結果は、必然的にインフレーションを招き、少數財閥と諸階層の間の貧富の差がますます拡大し、農民の窮乏化が進み、都市労働者の実質賃金も低下しつつあるのであります。日韓首脳会談におきましては、このような実情を無視し、韓國側の要求する請求權資金の繰り上げ支給、民間借款の増額に対応して、總理は、租稅協定、工業所有權の確立を要求したと伝えられておるのであります。ここに見られる事実は、總理や椎名特派大使が第二の日韓新時代と強調しておりますが、韓国民の生活をじゅうりんし、日本独占資本の韓國經濟への支配体制を確立する以外の何ものでもないであります。

さらに、ハンフリー米副大統領との個別会談におきましては、グラスボロ米ソ首脳会談の内容、ベトナム問題、中東問題、アジアにおける地域協

力の問題、佐藤首相の訪米問題などがその内容で、あつたと伝えられております。これより先、ハンフリー副大統領は、日本の首相の最初の訪韓を高く評価し、佐藤首相は極東における眞の偉大な指導者の一人と持ち上げているのであります。これは日朝両民族の友好にとって偉大なことです。なく、アメリカ政府の意向をよく聞くという意味においては偉大な追随的指導者の一人に相違ないのです。ハンフリー副大統領は、日米会談におきまして、日本はアジア地域開発及び安全保障のパートナーであると述べたといわれておられます。これは明らかにアメリカの反共軍事戦略に日本が軍事的に加担することを要請されたものと考えられるのであります。特に、さしあたりは、南ベトナムにおける経済、社会計画の遂行のために日本がアメリカの財政負担の肩がわりを増強するよう要請されたといわれておりますが、結理の南ベトナム訪問計画とあわせまして、きわめて重視しなければならぬと思うのであります。

さらに、これらの個別会談の集約として開かれました日米韓台四国首脳会談は、お茶の会といふ形でカムフラージュはいたしておりますが、その実質はベトナム参戦国会議にほかならないのであります。つまり、かつまた、東北軍事同盟、NEATOの結成とわれわれは断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

以上、私が述べましたように、今回の総理の訪韓に際し行なわれました一連の政治会談につきましては、国民は多くの不安を持つておりますがゆえに、朴大統領との会談、ハンフリーとの会談及び四カ国の会談の内容につきましては、率直に報告されることが私は当然の責務と言いたいのであります。また、単なる儀式的な訪問であるとの前にもかかわらず、一連の政治会談が行なわれましたこと、また、ベトナム戦に最も大きな戦力をつけ込んでおるアメリカ、韓国の二国のお首脳と日本の総理が会談されたこと、並びに、近くサイゴンを訪問される計画があることなどをあわせま

して、國民は大きな不安を持つておることは当然と申されねばならぬのであります。（拍手）

そういう意味で、特に総理に求めるのであります。が、韓国との間に軍事協力についての約束をされたのではないか、また、ベトナム戦争についてアメリカと軍事協力を約束してきたのではないかという点につきまして、明確な答弁を願いたいと思うのであります。

最後に、総理の南ベトナム訪問に対しう尋ねをいたすものであります。

総理は今秋サイゴンを訪問されることが最終的にも決定したと伝えられておりますが、私たち日本社会党のみならず、全野党はこれに反対であります。のみならず、あなたが総裁である自由民主党の中ににおいてすら強い反対意見があるといふことがいわれております。中には、百害あって一利なしといふような強硬な意見すらあることを総理は知らなければならぬと私は思うのであります。（拍手）わが国の外交姿勢を大きく変えたと世界の人々に印象づけることのようなサイゴン訪問は、私は中止すべきだと思いますが、総理はそうした計画を中止する意思はございませんか、答弁を願いたいのであります。

また、政府の説明によりますと、総理のサイゴン訪問は、平和回復後の発言権を確保するためだともいわれております。もしさうだとするならば、アメリカの良識ある人たちすら、こう言っておるのであります。すなわち、北爆を即時停止しろ、いわゆるベトコンの代表を和平交渉の相手としろと言つておるのであります。日本の政府の總理が、ほんとうに和平後の発言権を持とうとするならば、これくらいのことを言つことは当然だと思は、みずから和平構想を具体的にお持ちにならぬ私たちはあります。が、総理はいかがお考えでありますようか。（拍手）

また、サイゴンに参られる理由の一つとして、和平の探求のために行かれるとも説明されております。あなたが和平の探求に行かれるとするならば、みずから和平構想を具体的にお持ちにならぬ私は思うのであります。が、総理はいかがお考えでありますようか。（拍手）

すにどうして相手國の説得が可能でありましょ
か。私はあなたにこの壇上から、日本の國の國民
諸君に、いな、全世界の人たちに、日本の總理大
臣が和平探求のためにこのような具体的な構想を
持つて参ると宣言されますような意味での答弁を
お願ひ申し上げまして、私の質問を終わるもので
あります。(拍手)

〔内閣總理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣總理大臣(佐藤榮作君) お答えいたしま
す。

私が出かけたのは、隣の國の大統領の就任式で
ござります。しかも、たいへん短い期間でござい
ます。土曜、日曜、月曜、これで国会の審議や國
政の審議に支障があると私は思いません。むし
ろ、隣の國の大統領の就任式に出かけることは、
万障繕り合わせて出かける、こういう意味で、善
隣友好外交の実をあげた、かようには私は考えてお
ります。(拍手)

また、ただいま、私は招かれざる客ではなかつた
かというところであります、たいへん韓國政府か
らは丁重な招待をいただいたのであります。韓國
政府ばかりではありません。ソウルの市民もたい
へん平穏に、また、私が不愉快を感じるようなこ
とは一切ございませんでした。これは皆さんは方にも
見せたいような金浦空港の状況でござります。
これを見せたら、ただいまのようなお話は絶対に
ないと思つております。

また、朴大統領は、日韓国交正常化にたいへん
努力された方でございますが、今日、日韓国交正
常化ができ、大統領選挙にも国民大多数の支持を
得られて大統領選挙を終えられたのであります。
この大統領が国民的に人気がある、そのもとにお
ける就任式をまだのあたり見、しかも韓國が經濟再
建に努力しておるその姿をこの目で見たこと、私
はたいへんよかつたと思つております。今後の日
韓の正常化に一そうちつとめる決意でございます。
また、私が出かけましたその機会に、私も政治
家でございますから、当然韓國の大統領や總理と

も話をいたしますし、また、韓国に来ております
ハンフリー副大統領とも懇談をいたしたのであります。

私は、これらのことを通して、ただいま御披露いたしましたように、韓国民が積極的に経済再建に努力しておられるその姿を見、また、ハンフリーフ副大統領とは、最近行なわれましたグラスボロにおけるジョンソン米大統領とコスイギン、ソ連首日の会談と本二、こうして、一つおも

うなことはございません。私は一般的なお話はいたしておりません。たしましたが、具体的な話はいたしておりません。と申しますのは、八月の上旬に日韓間の閣僚会議の定期会議が行なわれることになつていています。今度は東京で行なわれますので、大統領と私、総理と私、その間では、具体的な問題はこの閣僚会議に譲ろう、こういうことで、それらの話はいたしておりません。

連吉林の本語を日本にしたしまして、その会話を模様を詳細に聞いたのでございます。その点はもうすでに新聞にも報道されておりますが、中東問題、ベトナム問題、さらに核拡散防止の問題、さらに米ソ両国間の軍縮に関する問題、さらにキューバ問題にも触れたようござります。しかし、その内容はしばらく預からしていただきまます。私はこれらの機会に、わが国のかねての主張である平和に徹する外交、平和外交を十分説明いたしましたて、わが国に誤解のないような処置をとつたつもりでございます。私は、アジアの平和のために必ずこれは役立つ、かように確信をしておりま

・また、ただいまお尋ねがありましたが、ただいま
言ふような、私のほうから平和外交こそ主張いた
しましたが、いわゆる軍事的な約束をするという
ようなことは全然ございません。また、ベトナム
問題につきましても、米国と私が軍事的な話し合
いをした、かのような約束は絶対にございません。
私は、国民の皆さま方は、必ずや、忙しい国会で
はあろうが、週末を利用し隣の国の大統領就任式
に出ていったこと、これを高く評価されるのが
わが国民の実態だ、かように思っております。

(拍手)必ずあなたかい理解を持つてこの問題を
見守っていただき、今後の日韓の正常化について
一そり拍車をかけるもの、かのように思つております。

また、韓国大統領との間に私が何だか經濟的な
約束でもしたような御想像でございますが、さよ
す。

うなことはございません。私は一般的なお話はいたしましたが、具体的な話はいたしておりません。と申しますのは、八月の上旬に日韓間の閣僚会議の定期会議が行なわれることになつています。今度は東京で行なわれますので、大統領と私、総理と私、その間では、具体的な問題はこの閣僚会議に譲ろう、こういうことで、それらの話はいたしております。

また、いわゆるモーニングティーで四者が集まつたことについていろいろ想像を下されておりますが、これはいわゆるモーニングティーといふ、社交的な会合でございます。むしろ、政治的な会合といわれるならば、ハンフリー副大統領と会つたことだとか、あるいは総理と会つたことが、政治的な意味を持つといわれましても、これはしかたございませんけれども、先ほど来申すような事情でござりますから、モーニングティーといふものは、これは社交的なものだ、韓国を離るに際して、いすれの国と先に会うか、こういうようなことが外交ではたいへん問題になるのであります。そういう意味で、三者と一緒にしてそこで懇談をする、こういうことでありますから、この席には別に具体的に何々の問題について話しあおう、こういうようなことは全然ないのでござります。この点は実情を十分御理解がいただけるものだと私は確信をいたしております。

次に、韓半島の問題についてのお尋ねがございました。いわゆる北鮮の問題であります。私は、韓半島は必ずや平和のうちに統一国家ができる、これが私どもの願いでもあり、これは同一民族がそういう形で单一国家をつくるということ、これは望ましいことだ、かように思つております。したがいまして、この日韓国交の正常化をはかりました際もしばしば申し上げたのでございますが、今日北鮮というものがあることは、事実としてこれを認めざるを得ない。したがいまして、人事的な交通、交流であるとか、あるいは貿易の

問題であるとか、こういうことが現実に行なわれていることを私は無視しようといふものではございません。しかし、国交はただいま韓国との間に開けたのでありますので、北鮮とはただいままで国交は開けておりません。そういう意味で、いわゆる具体的な事柄についてはケース・バイ・ケースでさきめていこう、具体的の措置をきめよう、そしてそれは慎重に取り扱つていこう、こういふことで、何度もこの席でお答えをしておるのでござりますので、いまさら重ねてこの点のお尋ねを伺おうとは実は予期しなかつたのであります。私は、これらの点については国民の多数の方々はみんな手で御承知のことだ、かように思います。次に、日韓の国交の正常化について、何度も申しますように、経済の計画についてのお話をしたのであります。第一次経済計画、第二次経済計画とただいま取り組む韓国政府の態度であります。これらについては、先ほど申しました八月の閣僚会議におきましてその詳細を話し合つもりでございます。先ほど申しますように、一切の軍事的な話し合いはいたしておりません。何ら約束はしておりませんし、また、ベトナムにつきましても、アメリカと特別な軍事的な話し合いはいたしておりません。私は、ベトナムの場合につきましても、その他につきましても、忠実に憲法を守るつもりでございますので、さような出過ぎたことは絶対にいたしませんから、御安心のほどを願います。

次に、南ベトナムへ出かけることにつきましていろいろ御心配をいただいておるようあります。私は、私の一拳手一投足、これはわが国の安全、平和、繁栄、それにつながるものでございますから、もちろん慎重にするつもりでございます。したがいまして、南ベトナムに出かけるにいたしましても、誤解を受けるようなことは避けたいと思いますが、ただ私は皆さま方に申し上げたいのは、今日南ベトナムで戦争が行なわれております。これをほんとうに平和を招来すること、これは国民全体の願いだと思います。また、ただひと日本国民ばかりではありません、これはアジ

ア、さらには広くすれば世界の人類の願いだと思つております。一日も早く戦闘を終息させること、これが必要なことだと思います。私はアジアに位する日本の総理といたしまして、むしろこういう事柄については積極的にその実情を把握する、そういう勇気があつてしかるべきだと思ひます。私はそういう意味で実情を把握して、そうして平和への探求をしたい、かように私は念願しておりますのであります、それ以外に他意はございません。

また、私がこの点を主張いたしますのは、いろいろ具体的に何を考えているかといふお尋ねであります、これもしばしば申し上げましたように、どうか一日も早く戦闘状態を停止して話し合ひの場についてもらいたい、これが私の念願であります。御承知のように、中東問題におきましても、すでに戦闘は開始された、しかしながら、国連の決議によりまして関係国は戦闘をやめた、そしてたゞいま話し合いにつこうとしておる。なかなか最終的な結果をもたらすのはたいへんだと思います。困難なことだと思います。しかしながら、何よりもまず第一に戦闘をやめることだ、話し合いで問題を片づけるという、そういうことでなければならないと思います。私はそういう意味で、私のこの平和への念願、熱願を率直に披露してまいるつもりでございます。

また、アメリカに行って話をしろ、こういうことをございますが、アメリカにもそのうち出かけます。十分私は世界の平和のために貢献し、役立つよう行動するつもりでございます。(拍手)

（内閣提出）議長（石井光次郎君） 日程第一、恩給法等の一部を改正する法律案を改正する法律案を議題といたします。

右 恩給法等の一部を改正する法律案
（内閣提出）
議長（石井光次郎君） 日程第一、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

恩給法等の一部を改正する法律案
恩給法等の一部を改正する法律案

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改定する。

第五十八条ノ四第一項中「十五万円」を「二十万円」に、「七十五万円」を「九十万円」に、「百五万円」を「百三十万円」に、「九十万円」を「百十萬円」に、「百三十五万円」を「百六十五万円」に、「百八十万円」を「一百二十万円」に改める。

第六十五条第六項中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

別表第二号表中「三〇〇、〇〇〇円」を「三八七、〇〇〇円」に、「一四四、〇〇〇円」を「三一三、〇〇〇円」に、「一九六、〇〇〇円」を「二五二、〇〇〇円」に、「一四七、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一七七、〇〇〇円」に、「八七、〇〇〇円」を「一一二、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十年法律第百五十五号)の一部を次のように改定する。

附則第十三条第一項中「仮定期年額」の下に「(六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料について、当該仮定期年額に、その年額にそれに対応する附則別表第六の第一欄に掲げ

る金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額」を加える。

附則第二十二条第一項中「又は傷病の程度」の下に「及び年齢の区分」を加える。
附則第二十四条の八の次に次の一条を加える。

(昭和二十年八月十五日以後退職した旧軍人の恩給についての特例)

第二十四条の九 昭和二十年八月十五日以後に退職した准士官以上の旧軍人で、旧軍人又は

旧準軍人としての在職年の年月数が十二年以上十三年未満のもの(准士官以下の旧軍人又は旧準軍人としての在職年の年数が十二年以上

上のものを除く)は、恩給法及びこの法律の附則の規定の適用については、退職時まで下士官以下の最終の階級をもつて在職したものとみなす。

2 前項に規定する者は又はその遺族は、昭和四十二年十月一日から普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

3 附則第二十四条の四第二項及び第三項並びに附則第二十四条の五第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、附則第二十四条の四第四項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十二年十月一日」と、附則第二十四条の五第三項中「普通恩

給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十六年十月から」とあるものとする。

4 附則第二十四条の四第二項及び第三項並びに附則第二十四条の五第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、附則第二十四条の四第四項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十二年十月一日」と、附則第二十四条の五第三項中「普通恩

		階	級	仮 定 権 給 年 領
大佐				一、〇七五、六〇〇円
中佐				八九九、八〇〇円
少佐				五五九、六〇〇円
大尉				四四〇、三〇〇円
少佐				三五五、七〇〇円
中尉				二七八、〇〇〇円
少尉				二四四、一〇〇円
准士官				二一四、三〇〇円
曹長又は上等兵曹				一七七、五〇〇円
軍曹又は一等兵曹				一六九、一〇〇円
伍長又は二等兵曹				一六二、五〇〇円
兵				一四二、八〇〇円
備考	各階級は、これに相当するものを含むものとする。			
附則別表第四中「六〇、〇〇〇円」を「七七、〇〇〇円」に改める。				
附則別表第五を次のように改める。				
附則別表第五				

傷 病 の 程 度	年	額
七十歳未満の者	七十歳以上の者	
第一款症	九〇、〇〇〇円	九七、〇〇〇円
第二款症	六九、〇〇〇円	七四、〇〇〇円
第三款症	五四、〇〇〇円	五八、〇〇〇円
第四款症	四七、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の七・五に相当する金額とする。

5

附則別表第五の次に次の一表を加える。

附則別表第六

仮定俸給年額	第一欄	第二欄
一〇七五、六〇〇円	九七、八〇〇円	一八〇、九〇〇円
八九九、八〇〇円	八一、八〇〇円	一一七、八〇〇円
七〇〇、五〇〇円	六三、七〇〇円	九九、八〇〇円
五九三、五〇〇円	五三、九〇〇円	九四、一〇〇円
五五九、六〇〇円	五四、八〇〇円	七四、一〇〇円
四四〇、三〇〇円	四〇、一〇〇円	五四、九〇〇円
三五五、七〇〇円	三三、四〇〇円	四六、七〇〇円
二七八、〇〇〇円	二五、一〇〇円	二九、九〇〇円
二四四、二〇〇円	二二、一〇〇円	二七、三〇〇円
一六九、一〇〇円	一九、五〇〇円	二八、四〇〇円
一七七、五〇〇円	一六、二〇〇円	二九、九〇〇円
一六一、五〇〇円	一五、三〇〇円	二七、三〇〇円
一四一、八〇〇円	一四、七〇〇円	二四、〇〇〇円

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条 第一項中「本項」の下に「及び第十条の二」を加える。

第十条の二 昭和二十年八月十五日において内地以外の地域(樺太を含む。)にあつた官公署(元陸軍又は海軍の官署を除く。)に勤務していた改正前の恩給法第十九条第一項に規定する公務員が、政令で定める期間内に第四条第

2 前項の琉球諸島民政府職員については、政令で定めるところにより、恩給(年金たる恩給に限る。)を給する。

第十四条中、「第十条又は第十二条」を「又は第十三条から第十二条まで」に改める。

(旧外地官公署職員)

第十一条の二 昭和二十年八月十五日において内地以外の地域(樺太を含む。)にあつた官公署(元陸軍又は海軍の官署を除く。)に勤務して

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第四条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「二年」を「四年」に、「六年」を「十二年」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六条の見出し中「妻又は子に給する扶助料」を「妻、子又は老齢者に給する恩給」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、普通恩給又は扶助料を受ける者の年齢が七十歳以上である場合の普通恩給又は扶助料(妻又は子に給する扶助料を除く。)の年額について準用する。この場合において、第一項中「昭和四十一年十月分」とあるのは「昭和四十一年十月分」と、「扶助料の年額」と、前項中「昭和四十一年九月三十日」とあるのは「昭和四十一年九月三十日」と読み替えるものとする。

(国民年金法の一部改正)

第六条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第五項中「十万二千五百円」を「二万九千五百円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 昭和三十五年三月三十一日以前に退職した、若しくは死亡した公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第十三条第

一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。以下同じ。)若しくは公務員に準ずる者(法律第百五十五号附則第十三条第一項に規定する旧準軍人(以下「旧準軍人」という。)を除く。以下同じ。)又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十一年十月分(同月一日以後に給与事由の生ずるものについて、その給与事由の生じた月の翌月分)以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行わない。

第一 第二号及び第三号の普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料について、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出する。

二 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第八十二号。以下「法律第八十二号」という。)附則第二条第二号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出得た年額

三 法律第八十二号附則第二条第三号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出得た年額

四 六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給及び扶助料については、前三号の規定にかかるわらず、第一号の普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第一の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第四の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲

げる金額)を加えた額、第二号の普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第二の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第五の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額、前号の普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第三の仮定俸給年額に、その年額にそれを対応する附則別表第六の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額を、それぞれ退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額。

前項の普通恩給又は扶助料を受ける者が六十歳又は七十歳に達したとき(六十歳未満の扶助料を受ける妻又は子が六十五歳に達したときを除く)は、その日の属する月の翌月分以降、その年額を、同項第四号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行わない。

前二項の規定は、昭和三十五年四月一日以後に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。次条において同じ。)をした公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族で、法律第八十一条附則第十条第一項の規定により普通恩給又は扶助料の年額を改定されたものに給する普通恩給又は扶助料の年額の改定について準用する。

第三条 昭和三十五年四月一日以後に退職した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族として昭和四十二年九月三十日において現に普通恩給又は扶助料を受けている者(前条第三項に規定する者を除く。)については、同年十月分以降、その年額を昭和三十五年三月三十日において施行されていた給与に関する法令(以下「旧給与法令」という。)がこれらの者の退職の日まで施行されていたとしたならば、これららの者の旧給与法令の規定により受けるべき

であつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、六十五歳以上者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第四の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額）を加えた額を退職当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2 前条第一項ただし書き及び第二項の規定は、前項の恩給年額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「同項第四号」とあるのは、「第一項ただし書き」と読み替えるものとする。

第四条 前二条の規定による改定年額の計算について恩給別法表第四号表又は別表第五号表の規定を適用する場合においては、これらの表中、附則別表第七（イ）又は（ロ）の第一欄に掲げる額は、六十五歳未満の者（扶助料を受ける妻及び子を除く）に係る扶助料にあつては同表（イ）又は（ロ）の第二欄に掲げる額とし、六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る扶助料にあつては同表（イ）又は（ロ）の第三欄に掲げる額とし、七十歳以上の者に係る扶助料にあつては同表（イ）又は（ロ）の第四欄に掲げる額とする。

2 扶助料に関する前二条の規定の適用については、扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうちの年長者が六十五歳又は七十歳に達した日に、他の一人も六十五歳又は七十歳に達したものとみなす。

（公務傷病恩給に関する経過措置）

条において同じ。)を受けている者については、同年十月分以降、その年額(恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。ただし、改正後の同法別表第二号表の年額が従前の年額(恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)に達しない者については、この改定を行なわない。

2 昭和四十二年九月三十日において現に改正前の恩給法第六十五条第六項に規定する金額の加給をされた増加恩給を受けている者については、前項の規定によるほか、同年十月分以降、その加給の年額を改正後の恩給法同条同項の規定による年額に改定する。

3 昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた増加恩給の同年同月分までの年額の計算について、なお従前の例による。

第六条 昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

第七条 昭和四十二年九月三十日において現に第七項症の増加恩給を受けている者については、同年十月分以降、その年額(法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則別表第四の年額に改定する。

ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2 昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた第七項症の増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第八条 昭和四十二年九月三十日において現に傷病年金を受けている者については、同年十月分以降、その年額(妻に係る加給の年額(法律第百五十五号附則第三条の規定により同法による改正前の恩給法第六十五条ノ一第三項の規定の例

によることとされた加給の年額で妻に係るもの及び法律第百五十五号附則第二十二条の三又は恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十一号)附則第二条の規定による加給の年額をいう。以下この項において同じ。)を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改正後の司法附則別表第五の年額が従前の年額(妻に係る加給の年額を除く。)に達しない者については、この改定を行わない。

2 前項の傷病年金を受ける者が七十歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以降、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に改定する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の同年同月分までの年額の計算については、なお從前の例による。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第九条 昭和四十二年九月三十日において現に旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和四十二年十月分以後、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額に、その年額にそれを対応する改正後の司法附則別表第六の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

附則第二条第二項の規定は、前項の恩給年額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「同項第四号」とあるのは、「第一項ただし書」と読み替えるものとする。

3

附則第四条第二項の規定は、第一項及び前項において準用する附則第二条第二項の規定による扶助料の年額の改定について準用する。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(以下「特別措置法」という。)第十条の二及び第十四条の規定は、この法律の施行前に特別措置法第四条第一項の政令で定める琉球諸島民政府職員を退職し、又は死亡した者についても適用する。

2 前項の規定により普通恩給又は扶助料を受けることとなる場合における当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和四十二年十月から始めるものとする。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第十二条 改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(以下「改正後の法律第百七十七号」という。)に基づき給されることなる扶助料又は遺族年金の給与は、昭和四十二年十月から始めるものとする。

2 恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料を受ける者で、改正後の法律第百七十七号第三条の規定に基づく扶助料を受けることとなるものについては、昭和四十二年十月分以降、その扶助料を同条第二項の規定により計算して得た年額の扶助料に改定する。

第十三条 昭和四十二年四月一日前に死亡した者の父母又は祖父母として前条に規定する扶助料を受ける者(当該扶助料を受ける資格を有する者を含む。)又は同条に規定する遺族年金を受ける者(戦傷病者戦没者遺族等援護法昭和二十七年法律第二百一十七号)第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとすると、又は第五号に規定する条件に該当しているとすると、(昭和四十二年法律第二百一十七号)第二条第一項の規定の適用については、それぞれ、同日において同項第二号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者とみなす。

(職權改定)

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第三条及び附則第十一条第二項の規定によるものを除き、裁判所が受給者の請求を待たずに行なう。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十四条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。この場合において、普通恩給の支給年額は、この法律の附則の規定による改定前の年額の普通恩給について改定前の恩給法第五十八条ノ四又は法律第八十二条附則第十二条の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 改正後の国民年金法第六十五条第五項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十二年十月以後の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 債 給 年 額
一一三、五〇〇円	一一九、四〇〇円
一〇六、〇〇〇円	一一二、一〇〇円
	一一三、五〇〇円

一一八、五〇〇円	一一九、四〇〇円
一一二、一〇〇円	一一三、二〇〇円
一一四、一〇〇円	一一五、五〇〇円
一一八、一〇〇円	一二九、九〇〇円
一一三、八〇〇円	一三六、二〇〇円
一二九、八〇〇円	一四二、八〇〇円
一三五、七〇〇円	一四九、三〇〇円
一四一、八〇〇円	一五六、〇〇〇円
一四七、七〇〇円	一六二、五〇〇円
一五三、七〇〇円	一六九、一〇〇円
一五七、六〇〇円	一七三、四〇〇円
一六一、四〇〇円	一七七、五〇〇円
一六五、八〇〇円	一八一、四〇〇円
一七二、一〇〇円	一八九、三〇〇円
一七七、四〇〇円	一九五、一〇〇円
一八一、五〇〇円	一九九、二〇〇円
一八八、六〇〇円	二〇七、五〇〇円
一九四、八〇〇円	二一四、三〇〇円
二〇一、五〇〇円	二二一、七〇〇円
二〇八、三〇〇円	二二九、一〇〇円
二一六、八〇〇円	二三八、五〇〇円
二二一、〇〇〇円	二四四、二〇〇円
二二九、〇〇〇円	二五一、九〇〇円
二三五、七〇〇円	二五九、三〇〇円
二四九、一〇〇円	二七四、一〇〇円
二五二、七〇〇円	二七八、〇〇〇円

二六二、九〇〇円	二八九、二〇〇円	六七〇、一〇〇円	七三七、一〇〇円
二七六、六〇〇円	三〇四、三〇〇円	七〇三、一一〇〇円	七七三、五〇〇円
二九一、七〇〇円	三一〇、九〇〇円	七三六、六〇〇円	八一〇、三〇〇円
二九九、四〇〇円	三一九、三〇〇円	七五三、四〇〇円	八二八、七〇〇円
三〇六、七〇〇円	三三七、四〇〇円	七六九、七〇〇円	八四六、七〇〇円
三一七、三〇〇円	三四九、〇〇〇円	八〇二、八〇〇円	八八三、一〇〇円
三三三、四〇〇円	三八五、七〇〇円	八一八、〇〇〇円	八九九、八〇〇円
三四一、四〇〇円	三七五、五〇〇円	八三六、〇〇〇円	九一九、六〇〇円
三五〇、三〇〇円	三八五、三〇〇円	八六九、二〇〇円	九五六、一〇〇円
三五九、五〇〇円	三九五、五〇〇円	九〇五、三〇〇円	九九五、八〇〇円
三七七、五〇〇円	四一五、三〇〇円	九一三、九〇〇円	一〇一六、三〇〇円
三九五、六〇〇円	四三五、一〇〇円	九四一、五〇〇円	一〇三五、七〇〇円
四〇〇、三〇〇円	四四〇、三〇〇円	九六〇、〇〇〇円	一〇五六、〇〇〇円
四五七、四〇〇円	四五六、七〇〇円	九七七、八〇〇円	一〇七五、六〇〇円
四三六、四〇〇円	四八〇、〇〇〇円	一〇一三、九〇〇円	一一一五、三〇〇円
四一五、二〇〇円	五〇三、一〇〇円	一〇五〇、〇〇〇円	一一一五五、〇〇〇円
四七〇、四〇〇円	五一七、四〇〇円	一〇六七、八〇〇円	一一一七四、六〇〇円
四八三、一〇〇円	五三一、四〇〇円	一〇八六、二〇〇円	一一一九四、八〇〇円
五〇八、七〇〇円	五五九、六〇〇円		
五五九、六〇〇円	五八七、八〇〇円		
五三四、四〇〇円	五九三、五〇〇円		
五三九、五〇〇円	六一五、九〇〇円		
五五九、九〇〇円	五八五、六〇〇円	六一四、二〇〇円	
六一一、三〇〇円	六三六、八〇〇円	六七二、四〇〇円	
六五二、九〇〇円	七一八、二〇〇円		

附則別表第二

恩給年額の計算の基礎となるつてゐる俸給年額と なつてゐる俸給年額と	仮定俸給年額
三〇五、六〇〇円	三三六、二〇〇円
三六五、四〇〇円	四〇一、九〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。ただし、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一〇三、一〇〇円未満の場合又は一、〇八六、二〇〇円をこえる場合には、その年額に百分の百十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする）を仮定俸給年額とする。

官 報 (号 外)

(イ) 秘書官又はその遺族の恩給

四一五、一〇〇円	四六七、七〇〇円	四〇八、六〇〇円	四四九、五〇〇円
四五九、一〇〇円	五四一、三〇〇円	四五八、九〇〇円	五四〇、八〇〇円
五五九、一〇〇円	六一五、〇〇〇円	四五一、五〇〇円	五四〇、七〇〇円
六一六、四〇〇円	六八九、〇〇〇円	五五八、八〇〇円	六一四、七〇〇円
六九三、四〇〇円	七六二、七〇〇円	六〇七、八〇〇円	六六八、六〇〇円
七六〇、三〇〇円	八三六、三〇〇円	六一九、六〇〇円	六八一、六〇〇円
九〇七、〇〇〇円	九九七、七〇〇円	六七〇、七〇〇円	七三七、八〇〇円
九四六、四〇〇円	一〇八一、一〇〇円	七四八、二〇〇円	八二三、〇〇〇円
九八二、九〇〇円	一〇八一、一〇〇円	八〇三、二〇〇円	八八三、五〇〇円
一〇三六、六〇〇円	一一四〇、三〇〇円	八七〇、〇〇〇円	九五七、〇〇〇円
一一〇三、〇〇〇円	一一二三、三〇〇円	九四三、〇〇〇円	一〇三七、三〇〇円
一一九五、〇〇〇円	一一三四、五〇〇円	一〇一六、〇〇〇円	一一一七、六〇〇円
一二五六、三〇〇円	一三八一、九〇〇円	一〇八九、四〇〇円	一九八、三〇〇円
一三四八、一〇〇円	一四八三、〇〇〇円	一一〇三、〇〇〇円	一二二三、三〇〇円
一六八五、二〇〇円	一八五三、七〇〇円	一一九五、〇〇〇円	一三一四、五〇〇円
二二二一、一〇〇円	二四四、三〇〇円	一一〇八九、四〇〇円	一三八一、九〇〇円
二三五、八〇〇円	二五九、四〇〇円	一一二五、三〇〇円	一八五三、七〇〇円
二四九、五〇〇円	二七四、五〇〇円	一一三四、二〇〇円	一八八三、〇〇〇円
二七六、五〇〇円	二九〇、二〇〇円	一六八五、二〇〇円	一八五三、七〇〇円
二九一、二〇〇円	三一〇、三〇〇円	一一三、五〇〇円	一九一〇〇円
三三四、四〇〇円	三五六、八〇〇円	一一六、六〇〇円	一九六〇〇円
三五六、四〇〇円	三九二、〇〇〇円	一一九、四〇〇円	一〇八〇〇円
三九五、五〇〇円	四三五、一〇〇円	一一三、二〇〇円	一一一〇〇円

(ロ) 秘書官又はその遺族の恩給
以外の恩給

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 債 給 年 額	恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	第 一 欄	第 二 欄
一三一、一〇〇円	一四四、三〇〇円	一六八五、二〇〇円	一八五三、七〇〇円	一九一〇〇円
一三五、八〇〇円	一五九、四〇〇円	一八五三、七〇〇円	一九六〇〇円	一九六〇〇円
一四九、五〇〇円	一七四、五〇〇円	一九六〇〇円	二〇〇〇〇円	二〇〇〇〇円
一七六、五〇〇円	二〇〇、二〇〇円	二〇〇、八〇〇円	二〇〇〇〇円	二〇〇〇〇円
二九一、二〇〇円	三一〇、三〇〇円	二〇〇、六〇〇円	二〇〇〇〇円	二〇〇〇〇円
三三四、四〇〇円	三五六、八〇〇円	二〇〇、四〇〇円	二〇〇〇〇円	二〇〇〇〇円
三五六、四〇〇円	三九二、〇〇〇円	二一〇、二〇〇円	二一〇〇〇円	二一〇〇〇円
三九五、五〇〇円	四三五、一〇〇円	二一〇、一〇〇円	二一〇〇〇円	二一〇〇〇円

附則別表第三

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額
については、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。

附則別表第四

一一九、九〇〇円	一、八〇〇円	二一、九〇〇円	三一九、三〇〇円	三〇、〇〇〇円	五五、四〇〇円
一一六、二〇〇円	一、一、四〇〇円	二三、九〇〇円	三三七、四〇〇円	三〇、六〇〇円	五六、七〇〇円
一四二、八〇〇円	一、三、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	三四九、〇〇〇円	三一、八〇〇円	五八、七〇〇円
一四九、三〇〇円	一、三、五〇〇円	一五、一〇〇円	三五五、七〇〇円	三一、四〇〇円	五九、九〇〇円
一五六、〇〇〇円	一四、一〇〇円	一六、一〇〇円	三七五、五〇〇円	三四、一〇〇円	六三、二〇〇円
一六二、五〇〇円	一四、七〇〇円	一七、三〇〇円	三八五、三〇〇円	三五、一〇〇円	六四、八〇〇円
一六九、一〇〇円	一五、三〇〇円	一八、四〇〇円	三九五、五〇〇円	三五、九〇〇円	六六、五〇〇円
一七三、四〇〇円	一五、七〇〇円	一九、一〇〇円	四一五、三〇〇円	三七、七〇〇円	六九、八〇〇円
一七七、五〇〇円	一六、二〇〇円	二九、九〇〇円	四三五、二〇〇円	三九、五〇〇円	七三、一〇〇円
一八二、四〇〇円	一六、六〇〇円	三〇、七〇〇円	四四〇、三〇〇円	四〇、一〇〇円	七四、一〇〇円
一八九、三〇〇円	一七、二〇〇円	三一、八〇〇円	四五六、七〇〇円	四一、五〇〇円	七六、八〇〇円
一九五、一〇〇円	一七、八〇〇円	三三、九〇〇円	四八〇、〇〇〇円	四三、七〇〇円	八〇、八〇〇円
一〇〇、八〇〇円	一八、二〇〇円	三三、七〇〇円	四五三、一〇〇円	四五、八〇〇円	八四、七〇〇円
一〇七、五〇〇円	一八、八〇〇円	三四、九〇〇円	五一七、四〇〇円	四七、一〇〇円	八七、一〇〇円
一一四、三〇〇円	一九、五〇〇円	三六、〇〇〇円	五三一、四〇〇円	四八、三〇〇円	八九、四〇〇円
一一一、七〇〇円	一〇、一〇〇円	三七、二〇〇円	五五九、六〇〇円	五〇、八〇〇円	九四、一〇〇円
一一九、一〇〇円	一〇、九〇〇円	三八、六〇〇円	五八七、八〇〇円	五三、五〇〇円	九八、九〇〇円
一一八、五〇〇円	一一、七〇〇円	四〇、一〇〇円	五九三、五〇〇円	五三、九〇〇円	九九、八〇〇円
一一四、二〇〇円	一一、一〇〇円	四一、一〇〇円	六一五、九〇〇円	五六、〇〇〇円	一〇三、六〇〇円
一五一、九〇〇円	一一、九〇〇円	四二、四〇〇円	六四四、一〇〇円	五六、五〇〇円	一〇八、三〇〇円
一五九、三〇〇円	一一、五〇〇円	四三、六〇〇円	六七一、四〇〇円	六一、二〇〇円	一一三、一〇〇円
一七四、一〇〇円	一四、九〇〇円	四六、一〇〇円	七〇〇、五〇〇円	六三、七〇〇円	一二〇、八〇〇円
二七八、〇〇〇円	一五、一〇〇円	四六、七〇〇円	七一八、一〇〇円	六七、〇〇〇円	一二四、〇〇〇円
二八九、一〇〇円	一六、三〇〇円	四八、六〇〇円	七三七、一〇〇円	六七、〇〇〇円	一二〇、一〇〇円
三〇四、三〇〇円	一七、六〇〇円	五一、一〇〇円	七七三、五〇〇円	七〇、三〇〇円	一二〇、一〇〇円
三一〇、九〇〇円	二九、一〇〇円	五三、九〇〇円	八一〇、三〇〇円	七三、六〇〇円	一二六、一〇〇円

官 報 (号外)

八二八、七〇〇円	七五、四〇〇円	一三九、四〇〇円	五四一、三〇〇円	四九、二〇〇円	九一、〇〇〇円
八四六、七〇〇円	七六、九〇〇円	一四二、四〇〇円	六一五、〇〇〇円	五五、九〇〇円	一〇三、四〇〇円
八八三、一〇〇円	八〇、三〇〇円	一四八、五〇〇円	六八九、〇〇〇円	六二、七〇〇円	一一五、九〇〇円
八九九、八〇〇円	八一、八〇〇円	一五一、三〇〇円	七六二、七〇〇円	六九、四〇〇円	一二八、三〇〇円
九一九、六〇〇円	八三、六〇〇円	一五四、七〇〇円	八三六、三〇〇円	七六、一〇〇円	一四〇、七〇〇円
九五六、一〇〇円	八六、九〇〇円	一六〇、八〇〇円	九九七、七〇〇円	九〇、七〇〇円	一六七、八〇〇円
九九五、八〇〇円	九〇、六〇〇円	一六七、五〇〇円	九四、七〇〇円	一七五、二〇〇円	
一〇一六、三〇〇円	九一、四〇〇円	一七〇、九〇〇円	一〇八、一〇〇円	一八一、八〇〇円	
一〇三五、七〇〇円	九四、一〇〇円	一七四、二〇〇円	一〇四〇、三〇〇円	一〇三、六〇〇円	一九一、七〇〇円
一〇五六、〇〇〇円	九六、〇〇〇円	一七七、六〇〇円	一一一、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	一一〇四、一〇〇円
一〇七五、六〇〇円	九七、八〇〇円	一八〇、九〇〇円	一一一、四〇〇円	一一九、五〇〇円	一一一、一〇〇円
一一一五、三〇〇円	一〇一、四〇〇円	一八七、六〇〇円	一三八一、九〇〇円	一二五、七〇〇円	一一一、四〇〇円
一一五五、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円	一九四、三〇〇円	一四八三、〇〇〇円	一三四、八〇〇円	二四九、四〇〇円
一一七四、六〇〇円	一〇六、八〇〇円	一九七、五〇〇円	一八五三、七〇〇円	一六八、五〇〇円	三一、八〇〇円
一一九四、八〇〇円	一〇八、六〇〇円	一一〇一、一〇〇〇円			

附則別表第五

仮定俸給年額が一二三、五〇〇円未満の場合又は一、一九四、八〇〇円をこえる場合においては、当該年額に対応する第一欄の金額は、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に百分の百二十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）と仮定俸給年額との差額に相当する額とし、当該年額に対応する第二欄の金額は、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に百分の百二十八・五を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）と仮定俸給年額との差額に相当する額とする。

附則別表第六

仮定俸給年額	第一 欄	第二 欄	第三 欄	第四 欄	第五 欄
二四四、三〇〇円	一一一、一〇〇円	四一、一〇〇円			
二五九、四〇〇円	一一三、六〇〇円	四三、六〇〇円			
二七四、五〇〇円	一二四、九〇〇円	四六、一〇〇円			
三〇四、二〇〇円	二七、六〇〇円	五一、一〇〇円			
三一〇、三〇〇円	二九、一〇〇円	五三、九〇〇円			
三五六、八〇〇円	三三一、五〇〇円	六〇、一〇〇円			
三九一、〇〇〇円	三五、七〇〇円	六六、〇〇〇円			
四三五、一〇〇円	三九、五〇〇円	七三、一〇〇円			
四四九、五〇〇円	四〇、八〇〇円	七五、六〇〇円			
五〇四、八〇〇円	四五、九〇〇円	八四、九〇〇円			

官報(号外)

五四〇、七〇〇円	四九、一〇〇円	九〇、九〇〇円	二六一、九〇〇円	二八九、一〇〇円	三一五、五〇〇円	三三七、八〇〇円
六一四、七〇〇円	五五、九〇〇円	一〇三、四〇〇円	二五二、七〇〇円	二七八、〇〇〇円	三〇三、二〇〇円	三三四、七〇〇円
六六八、六〇〇円	六〇、八〇〇円	一一、四〇〇円	二三五、七〇〇円	二五九、三〇〇円	二八二、八〇〇円	三〇二、九〇〇円
六八一、六〇〇円	六一、九〇〇円	一一四、六〇〇円	二三九、〇〇〇円	二五一、九〇〇円	二七四、八〇〇円	二九四、三〇〇円
七三七、八〇〇円	六七、〇〇〇円	一二四、〇〇〇円	二三一、〇〇〇円	二四四、二〇〇円	二六六、四〇〇円	二八五、三〇〇円
八三三、〇〇〇円	七四、八〇〇円	一四八、六〇〇円	一三四、八〇〇円	一八四、二〇〇円	二〇六、五〇〇円	二三一、一〇〇円
八八三、五〇〇円	八〇、三〇〇円	一四八、六〇〇円	一三八、四〇〇円	一九四、八〇〇円	二一四、三〇〇円	二五〇、三〇〇円
九五七、〇〇〇円	八七、〇〇〇円	一六一、〇〇〇円	一六五、八〇〇円	一八二、四〇〇円	一九九、〇〇〇円	二一三、一〇〇円
一〇三七、三〇〇円	九四、三〇〇円	一七四、五〇〇円	一六一、四〇〇円	一七七、五〇〇円	一九三、七〇〇円	二〇七、四〇〇円
一一七、六〇〇円	一〇一、六〇〇円	一八八、〇〇〇円	一五七、六〇〇円	一七三、四〇〇円	一八九、一〇〇円	二〇七、五〇〇円
一九八、三〇〇円	一〇九、〇〇〇円	一〇一、六〇〇円	一五三、七〇〇円	一六九、一〇〇円	一八四、四〇〇円	一九七、五〇〇円
一二一三、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	一一〇、一〇〇円	一四七、七〇〇円	一六一、五〇〇円	一七七、二〇〇円	一八九、八〇〇円
一三一四、五〇〇円	一一九、五〇〇円	一一一、一〇〇円	一四一、八〇〇円	一五六、〇〇〇円	一七〇、二〇〇円	一八一、二〇〇円
一三八一、九〇〇円	一二五、七〇〇円	一一三、四〇〇円	一二九、八〇〇円	一四一、八〇〇円	一五五、八〇〇円	一六六、八〇〇円
一四八三、〇〇〇円	一三四、八〇〇円	一二九、四〇〇円	九三、四五七円	一〇二、八一六円	一二二、一七八円	一二〇、〇九六円
一八五三、七〇〇円	一六八、五〇〇円	三一、八〇〇円				

附則別表第七

(イ) 恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料の場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
六三六、八〇〇円	七〇〇、五〇〇円	七六四、二〇〇円	八一八、三〇〇円	六三六、八〇〇円	七〇〇、五〇〇円	七六四、二〇〇円	八一八、三〇〇円
五八五、六〇〇円	六四四、二〇〇円	七〇一、七〇〇円	七五二、五〇〇円	五八五、六〇〇円	六四四、二〇〇円	七〇一、七〇〇円	七五二、五〇〇円
五五九、九〇〇円	六一五、九〇〇円	六七一、九〇〇円	七一九、五〇〇円	五五九、九〇〇円	六一五、九〇〇円	六七一、九〇〇円	七一九、五〇〇円
五三九、五〇〇円	六四七、四〇〇円	六九三、三〇〇円	六九三、三〇〇円	五三九、五〇〇円	五九三、五〇〇円	六四七、四〇〇円	六九三、三〇〇円
三七七、五〇〇円	四一五、三〇〇円	四五三、〇〇〇円	四八五、一〇〇円	三七七、五〇〇円	四一五、三〇〇円	四五三、〇〇〇円	四八五、一〇〇円
三五九、五〇〇円	四一五、四〇〇円	四五三、〇〇〇円	四八五、一〇〇円	三五九、五〇〇円	四一五、四〇〇円	四五三、〇〇〇円	四八五、一〇〇円
三二三、四〇〇円	三五五、七〇〇円	三八八、一〇〇円	四一五、六〇〇円	三二三、四〇〇円	三五五、七〇〇円	三八八、一〇〇円	四一五、六〇〇円

昭和四十二年七月六日 衆議院会議録第三十二号

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案外一案 應する年金額の増加に要する費用については、相当する給付を含む。の支給を受け、又は施行

条、第五十五条第一項及び第六十四条の改正規

地方公共団体の長（新法第百条に規定する地方公共団体の長をいふ。）であつた者に係る新法第二百二条から第一百四条まで、第一百六条又は第一百七条の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金

警察職員をいい、施行法第百三十二条の規定により警察職員であつたものとみなされる者

を含む。)であつた者に係る新法附則第二十条から第二十二条まで、第二十四条又は第二十

五条の規定による退職年金、減額退職年金、

廣深全金文以過於年金

に規定する消防組合員をいう。)であつた者に係る施行法第百八条の規定により変更して適

用することとされた新法の規定による退職年金、減額退職年金又は遺族年金

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する
法律（昭和四一二年五月二十二日令）

〔昭和四十一年法律第二百二十三号〕附則第一項の規定は、昭和四十年十月一日以後

に新法の退職をした地方公務員共済組合の組合員に係る退職年金、減額退職年金、廃疾年金又

は遺族年金の前各項の規定による改定年金額について準用する。

この条に定めるものほか、第一項から第五

は事項は、政令で定める。

二条 前条の規定により年金額を改定する場合において、同条の規定により算出して得た年金

に一円未満の端数があるときは、その端数を

第一回の規定による金額とする。

第一項の規定による年金額の改定により加する費用（次項に規定する費用を除く。）の

ち、施行法第十一条第一項第五号、第六十八
第一項第二号、第九十条第一項第二号又は第

十一条第一項第二号の期間（以下この項において「施行日以後の組合員期間」という。）以外の期間として年金額の計算の基礎となるものに対

應する年金額の増加に要する費用については、
國、地方公共團体又は地方公務員共済組合が負
担し、施行日以後の組合員期間として年金額の
計算の基礎となるものに対応する年金額の増加
に要する費用については、新法第百十三条第二
項第二号及び第四項、第百四十二条（第三項を
除く。）並びに第百四十二条第一項、第二項及び
第六項の規定の例による。

2 第一条の規定による年金額の改定により増加
する費用のうち公務による廃疾年金又は公務に
係る遺族年金についての費用は、國又は地方公
共團体が負担する。

（新たに旧軍人の恩給を受けることとなる者に
係る年金の支給等）

第四条 施行法第二条第一項第十号に規定する更
新組合員（施行法第五十五条第一項各号に掲げ
る者を含む。以下「更新組合員等」という。）が
昭和四十二年十月一日前に退職し、又は死亡し
た場合において、昭和四十二年法律第一
号第三条の規定による改正後の恩給法の一部を改
正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。
以下「法律第百五十五号」という。）附則第二十
四条の九及び施行法の規定を適用するとしたな
らば、退職年金若しくは遺族年金を新たに支給
すべきこととなるとき、又はその者若しくはそ
の遺族の退職年金、減額退職年金若しくは遺族
年金の額が増加することとなるときは、これら
の法律の規定により、昭和四十二年十月分か
ら、その者若しくはその遺族に当該退職年金若
しくは遺族年金を支給し、又は当該退職年金、
減額退職年金若しくは遺族年金の額を改定す
る。

前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十
四条の四第二項各号に掲げる者については、適
用しない。

第一条の規定により新たに退職年金又は遺族
年金の支給を受けることとなる者が、同一の給
付事由につき退職給与金（施行法第二条第一項
第十二号に規定する退職給与金をいい、これに
用する。

（施行期日）

附 則

第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日から
施行する。ただし、次条の規定、附則第三条中
施行法第二条第一項第二十九号、第七条第一項
第三号、第十条第一号、第二十五条、第三十四条

条、第五十五条第一項及び第六十四条の改正規定並びに施行法第三百三十六条の次に一条を加え
る改正規定並びに附則第四条、第五条、第八
条、第九条及び第十一条から第十三条までの規
定は、公布の日から施行する。

(地方公務員等共済組合法の一項改正)
**第二条 地方公務員等共済組合法の一項を次のよ
うに改正する。**
　　第百六十四条中第二項を第三項とし、第一項
の次に次の二項を加える。
　　2 退職年金を受ける者が当該共済会を組織す
る地方議会議員である間における公務に関連
する傷病により恩給法別表第一号表ノ二に掲
げる程度の不具、廃疾の状態にあるときは、そ
の者が五十五歳未満であつても、その状態に
ある間、前項の規定による停止は、行なわな
い。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一項改正)
**第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に
關する施行法の一項を次のようく改正する。**
　　第一条第一項第二十九号中「算定した給料年
額」の下に「(政令で定める退職年金条例に係る
ものにあつては、恩給法に規定する退職当時の
俸給年額の算定の例に準じ政令で定めるところ
により算定した額とする。次号及び第三十一号
において同じ。)」を加える。

　　第三条の三第一項第五号中「以下この号にお
いて「法律第八十二号」という。」を削り、「法
律第八十二号による」を「恩給法等の一部を改正
する法律(昭和四十二年法律第二号)によ
る」に改める。

　　第三条の四第三項中「前二項」を「前三項」
に、「及び四十年改定法」を、「四十年改定法及
び四十二年改定法」に改め、同項を同条第四項
とし、同条第二項の次に次の二項を加える。
　　3 昭和四十二年度における旧令による共済組
合等からの年金受給者のための特別措置法等
の規定によら手本(貢)の文三(一)第(一)項
の規定によら手本(貢)の文三(一)第(一)項

3 施行法第五十一条第一項又は第二項の申出があつた者のうち政令で定めるものの公務による

廃疾年金の額は、新法第八十七条若しくは施行法第二十七条若しくは第二十八条（これらの規定を同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により算定した額又は改正後の施行法第二十九条（同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）に定める額が、政令で定める額より少ないとときは、当該金額とする。

4 第四条第三項の規定は、第一項若しくは第二項の規定により新たに廃疾年金若しくは遺族年金を支給し、又は第一項の規定によりこれらの年金の額を改定する場合について準用する。

5 公務傷病により死亡した更新組合員等につき前項の規定による申出があつた場合には、この法律の公布の日の属する月の翌月分以後、その者

の遺族に、新法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金を新たに支給し、又は同月分行法の規定を適用して算定した額に改定する。

6 公務傷病によらないで退職後死亡した更新組合員等につき第四項の規定による申出があつた場合において、その者の死亡の際新法及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば新法

第八十六条第一項第一号の規定による廃疾年金を支給すべきこととなるときは、その者の遺族を廃疾年金を受ける権利を有する者の遺族とみなして、この法律の公布の日の属する月の翌月分以後、新法第九十三条第一項第二号から第四号までの規定による遺族年金を新たに支給し、又は同月分以後その者の遺族年金をこれらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

7 前条（この法律の公布の際に更新組合員等である者については、同条第三項）の規定は、

第三項又は前二項の規定の適用により、新たに

新法第八十六条第一項第一号若しくは第九十三

条の規定による廃疾年金若しくは遺族年金を支

給し、又はこれら年金の額を改定することとな

る場合について準用する。

8 施行法第五条及び第一百三十五条の規定は、第一項、第二項又は第四項の規定による申出があつた場合について準用する。

9 第一項、第二項又は第四項の規定による申出があつた更新組合員等につき公務による廃疾年

金又は公務に係る遺族年金を支給する場合にお

いて、その者が昭和三十七年十二月一日以後の

更新組合員等であつた期間に係る分として増加

退職料（増加恩給を含む。）の支給を受けていた

ときは、当該増加退職料の額の総額に相当する

額に達するまで、当該廃疾年金又は遺族年金の

支給に際し、その支給時に係る支給額から政令で定める額を控除するものとする。

10 前条及びこの条に規定するもののほか、増加退職料等を受ける権利を有していた更新組合員等に係る長期給付に関する規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（地方職員共済組合等が支給する国家公務員共済組合法による年金の年額改定に伴う費用の負担）

第十一条 施行法第三条の二において準用する昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定により増加する

費用（公務による廃疾年金又は公務に係る遺族年金に係るもの除外。）のうち、國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第十二条第一項第四号（同法第四十二条において準用する場合を含む。）の施行日以後の組合員期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、施行法第三条の五の規定にかかわらず、新法第一百三十三条第二号及び第四項、第一百四十二条（第三項を除く。）並びに第一百四十二条第一項、第二項及び第六項の

第十三条 通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の一部を次のように改定する。

第二十三条中「第一百四十三条の二十二第一項」

の下に、昭和四十二年度における地方公務員等

共済組合法の規定による年金の額の改定等に關する法律（昭和四十二年法律第 号）附則

第十一條」を加える。

（通算年金通則法の一部改正）

第十三条 通算年金通則法（昭和三十六年法律第

百八十一号）の一部を次のように改定する。

附則第八条第二項中「厚生年金保険の被保險

者である」を削る。

規定の例による。

（厚生保険特別会計からの交付金）

第十二条 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、改正後の施行法第六十四条第三項において準用する同条第一項の規定により組合員期間に算入されることとなつた厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険の被保險者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、この法律の公布の日から二年内に厚生保険特別会計から当該被保險者であつた者が属する組合に交付するものとする。

規定期間による。

2 前項に規定する者が同項の申出の期限前に死亡した場合には、同項の規定による申出は、その遺族がすることができる。

3 第二項の規定による申出は、改正後の施行法

第二十五条及び第三十四条の規定の適用につい

ては、施行法第五十一条第一項又は第二項の申

出とみなす。

4 この法律の公布の日前に死亡した更新組合員

等の遺族でその死亡により増加退職料等に係る

退職年金条例の遺族年金（扶助料を含む。）を受

けているものは、同日から六十日を経過する日以前に、当該退職年金条例の遺族年金を受けな

い旨を当該年金を受ける権利の裁定を行なつた

者に対して申し出ることができる。この場合に

あつた者は、当該年金を受ける権利は、この法律の公布の日前に死亡した更新組合員等につき

の規定による申出があつた場合には、この

法律の公布の日の属する月の翌月分以後、その

者

の遺族に、新法第九十三条第一項第一号の規定

による遺族年金を新たに支給し、又は同月分

行法の規定を適用して算定した額に改定する。

5 公務傷病によらないで退職後死亡した更新組

合員等につき第四項の規定による申出があつた

場合において、その者の死亡の際新法及び改正

後の施行法の規定を適用するとしたならば新法

第八十六条第一項第一号の規定による廃疾年金

を支給すべきこととなるときは、その者の遺族

を廃疾年金を受ける権利を有する者の遺族とみ

なしして、この法律の公布の日の属する月の翌月

分以後、新法第九十三条第一項第二号から第四

号までの規定による遺族年金を新たに支給し、

又は同月分以後その者の遺族年金をこれらの法

律の規定を適用して算定した額に改定する。

6 公務傷病による廃疾年金又は遺族年金を支

けられた者に対する増加退職料等に係る

退職年金の額を支給する場合において増加

退職料（増加恩給を含む。）の支給を受けていた

ときは、当該増加退職料の額の総額に相当する

額に達するまで、当該廃疾年金又は遺族年金の

支給に際し、その支給時に係る支給額から政令

で定める額を控除するものとする。

7 前条（この法律の公布の際に更新組合員等

である者については、同条第三項）の規定は、

第三項又は前二項の規定の適用により、新たに

新法第八十六条第一項第一号若しくは第九十三

条の規定による廃疾年金若しくは遺族年金を支

給し、又はこれら年金の額を改定することとな

る場合について準用する。

8 施行法第五条及び第一百三十五条の規定は、第一項、第二項又は第四項の規定による申出があつた場合について準用する。

9 第一項、第二項又は第四項の規定による申出があつた更新組合員等につき公務による廃疾年

金又は公務に係る遺族年金を支給する場合にお

いて、その者が昭和三十七年十二月一日以後の

更新組合員等であつた期間に係る分として増加

退職料（増加恩給を含む。）の支給を受けていた

ときは、当該増加退職料の額の総額に相当する

額に達するまで、当該廃疾年金又は遺族年金の

支給に際し、その支給時に係る支給額から政令

で定める額を控除するものとする。

10 前条及びこの条に規定するもののほか、増加

退職料等を受ける権利を有していた更新組合員

等に係る長期給付に関する規定の適用に関して

必要な事項は、政令で定める。

（地方職員共済組合等が支給する国家公務員共

済組合法による年金の年額改定に伴う費用の負

担）

第十一条 施行法第三条の二において準用する昭和四十二年度における旧令による共済組合等から

の年金受給者のための特別措置法等の規定に

よる年金の額の改定により増加する

費用（公務による廃疾年金又は公務に係る遺族

年金に係るもの除外。）のうち、國家公務員共

済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三

年法律第百二十九号）第十二条第一項第四号（

同法第四十二条において準用する場合を含む。）

の施行日以後の組合員期間として年金額の

計算の基礎となるものに対応する年金額の増加

に要する費用については、施行法第三条の五の

規定にかかわらず、新法第一百三十三条第二

号及び第四項、第一百四十二条（第三項を除く。）並びに第一百四十二条第一項、第二項及び第六項の

第十三条 通算年金通則法（昭和三十六年法律第

百八十一号）の一部を次のように改定する。

第二十三条中「第一百四十三条の二十二第一項」

の下に、昭和四十二年度における地方公務員等

共済組合法の規定による年金の額の改定等に關

する法律（昭和四十二年法律第 号）附則

第十一條」を加える。

（通算年金通則法の一部改正）

第十三条 通算年金通則法（昭和三十六年法律第

百八十一号）の一部を次のように改定する。

附則第八条第二項中「厚生年金保険の被保險

者である」を削る。

（厚生保険特別会計からの交付金）

第十二条 政府は、厚生保険特別会計の積立金の

うち、改正後の施行法第六十四条第三項にお

いて準用する同条第一項の規定により組合員期間

に算入されることとなつた厚生年金保険法（昭

和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保

険の被保險者であつた期間に係る部分を、政令

で定めるところにより、この法律の公布の日か

ら二年内に厚生保険特別会計から当該被保險

者であつた者が属する組合に交付するものとす

る。

（規定期間による）

第十三条 通算年金通則法（昭和三十六年法律第

百八十一号）の一部を次のように改定する。

附則第八条第二項中「厚生年金保険の被保險

者である」を削る。

昭和四十二年七月六日 衆議院會議錄第三十三号

昭和四十一年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案外一案

一、二八、一〇〇	四四九、六〇〇
三一、三〇〇	四五九、六〇〇
三四、五〇〇	五五九、六〇〇
三八、二〇〇	五六九、六〇〇
四三、四〇〇	六七二、四〇〇
四七、八〇〇	六七四、二〇〇
五一、一〇〇	七一八、二〇〇
五七、五〇〇	七〇〇、五〇〇
一六九、一〇〇	八一〇、三〇〇
一七三、四〇〇	八二八、七〇〇
一八九、三〇〇	八四六、七〇〇
一九五、一〇〇	八五六、八〇〇
二〇〇、八〇〇	八八三、一〇〇
二〇七、五〇〇	八九九、八〇〇
二一四、三〇〇	九一九、六〇〇
二二一、七〇〇	九五六、一〇〇
二二九、一〇〇	一〇五六、〇〇〇
二三八、五〇〇	一〇七五、六〇〇
二四四、二〇〇	一一一五、三〇〇
二五一、九〇〇	一、一五五、〇〇〇
二五九、三〇〇	一、一七四、六〇〇
二七四、一〇〇	一、一九四、八〇〇
二七八、〇〇〇	二八四、九〇〇
二八九、二〇〇	二八五、六〇〇
三〇四、三〇〇	二八六、七〇〇
三一〇、九〇〇	二九三、五〇〇
三一九、三〇〇	二九四、九〇〇
三三七、四〇〇	二九五、六〇〇
三四九、〇〇〇	二九六、七〇〇
三五五、七〇〇	二九七、八〇〇
三七五、五〇〇	二九八、九〇〇
三八五、三〇〇	二九九、六〇〇
三九五、五〇〇	三一四、六〇〇
四一五、三〇〇	三三九、七〇〇
四三五、二〇〇	三三三、六〇〇
四四〇、三〇〇	三四六、〇〇〇
四五六、七〇〇	三六三、七〇〇
四六八、〇〇〇	三八一、二〇〇
四八〇、一〇〇	三九六、〇〇〇
五〇三、一〇〇	四一三、九〇〇
五三一、四〇〇	四五五、三〇〇
五五九、六〇〇	五八七、八〇〇
七、一六七円	九、四六〇円
七、三五八	九、七二〇円

別表第一

年金の額の計算の基礎となつてゐる給料

別表第二		備考	
年金の額の計算の基礎となつてゐる給料		仮 定 料	年金の額の計算の基礎となつてゐる給料年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の給料年額に対応する仮定給料年額による。ただし、年金の額の計算の基礎となつてゐる給料年額が八六、〇〇〇円に満たないときは、その年額に百分の百三十二を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする）を仮定給料年額とする。
七、一六七 円			
七、三五八			

年金の額の計算の基礎となつてゐる給料年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の給料年額に対応する仮定給料年額による。たゞし、年金の額の計算の基礎となつてゐる給料年額が八六,〇〇〇円に満たないときは、その年額に百分の百三十一を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を仮定給料年額とする。

備考

年金の額の計算の基礎となつてゐる給料の額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の給料の額に対応する仮定給料の額による。ただし、年金の額の計算の基礎となつていてる給料の額が七、一六七円に満たないときは、その給料の額に一・三二を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定給料とする。

備考

別表第二の仮定給料の額が九、四六〇円に満たないときは、その仮定給料の額に、一〇分の一〇を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一一〇分の一八・五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

理由

地方公務員等共済組合法等に基づく既裁定の年金の支給の実情にかえりみ、その額を恩給法及び国家公務員共済組合法の改正の内容に準じて改定するとともに、恩給法等の改正に伴い、新たに旧軍人の恩給を受けることとなる者等に係る年金の支給等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

つ、簡明なものにしなければならない。

第五条の次に次の二条を加える。

（町又は字の区域の新設等の手続の特例）

第五条の二 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第二条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更（以下「町又は字の区域の新設等」という。）について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から三十日を経過する日までに、その五十人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

3 市町村長は、前項の期間が経過するまでの間は、住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出することができない。

4 第二項の変更の請求があつたときは、市町村長は、直ちに当該変更の請求の要旨を公表しなければならない。

5 市町村長は、第二項の変更の請求があつた場合において、当該変更の請求に係る町又は字の名称に準拠するところに、読みやすく、か

官報(号外)

官

右の議案を提出する。
昭和四十二年七月六日

提出者

地方行政委員長 龜山 孝一

住居表示に関する法律の一部を改正する法律
律

住居表示に関する法律の一部を改正する法律
律

十九号）の一部を次のように改正する。
第五条を次のように改める。

（町又は字の区域の合理化等）
第五条 街区方式によつて住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。この場合において、町又は字の名称をあらたに定めるときは、できるだけ從来の名称に準拠するところに、読みやすく、か

区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。

6 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。

7 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案について、修正してこれを議決することを妨げない。

8 第二項の市町村の議員及び長の選挙権を有する者とは、第一項の公示の日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

9 第七条中「住居表示の実施」の下に「並びに第四条の規定による街区符号、道路の名称又は住居番号の設定、変更又は廃止」を加える。

10 第十条第二項中「第五条」の下に「、第五条の二」を加え、同条に次の二条を加える。

11 この法律は、公布の日から施行する。（適用区分）

12 この法律による改正後の住居表示に関する法律（以下「新法」という。）第五条の二の規定は、この法律の施行の際すでに議案を議会に提出してある町又は字の区域の新設等に関する処分については、適用しない。

（町又は字の区域の新設等の処分に関する経過規定）

13 都道府県知事は、この法律による改正前の住居表示に関する法律により住居表示の実施のために行なわれた町又は字の区域の新設等に関する処分で地方自治法第二百六十条第二項の規定による告示がなされたものについて、新法第五条の規定又は同法第十二条の規定により自治大臣が定めた技術的基準に適合していないものがあると認めるときは、当該告示がなされた日（当該告示がこの法律施行の日前になされた場合は、この法律施行の日）から六月以内に、市町村長に対し、当該処分の是正のために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

14 都道府県知事は、この法律の施行に關し必要な事項は、

15 政令で定める。

附則 第二項を次のように改める。

（住居表示の実施に関する経過規定）

16 第十三条 この法律の施行に關し必要な事項は、

17 住居表示の実施に當たつては、街区方式による

18 場合は不合理的な区域をできるだけ合理的なものに

19 し、新名称はできるだけ從来の名称によるることと

20 するとともに、関係区域内の住民の意思をできるだけ反映させるため特別の手続を新たに設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（施行期日）
附則
（施行期日）

明を求めてます。地方行政委員長龜山孝一君。

○議長（石井光次郎君） 委員長の報告及び趣旨弁

附則第九条第一項中「この法律の公布の日から」を「退職の日（この法律の公布の日前に退職した者について同じ。）から」に、「この法律の公布の日の前日」を「その退職の日の前日」に改める。

附則第九条第十項を同条第十一項とし、同条第

九項中「又は第四項」を「第四項又は第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「又は第四項」を「第四項又は第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、

同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を

同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、

同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に

次の二項を加える。

4 第一項に規定する者（この法律の公布の日前に退職した者を除く。）が組合員である間に死亡した場合においては、その者の遺族でその死亡により増加退職料等に係る退職年金条例の遺族年金（扶助料を含む。）を受けることとなるものは、その死亡の日から六十日を経過する日以前に、当該退職年金条例の遺族年金を受けない旨を当該年金を受ける権利の裁定を行なう者に対して申し出ることができる。この場合には、当該年金を受ける権利は、当該死亡の日において消滅したものとみなす。当該死亡した者は、改正後の施行法第三十四条の規定の適用については、増加退職料等を受ける権利を有していた者で施行法第五十一条第二項の申出のあつたものに該当するものとみなす。

附則第十三条を附則第十四条とし、附則第十二条中「附則第十一條」を「附則第十二条」に改め、同条を附則第十三条とし、附則第十一条を附則第十二条とし、附則第十条の次に次の二条を加える。（退職一時金に関する特例）

第十二条 更新組合員（施行法第二条第一項第十号に規定する更新組合員をいう。）又は団体共済更新組合員（施行法第二百四十三条第一項第五号に規定する団体共済更新組合員をいう。）で昭和

四十一年十月三十一日までに退職するとしたならば施行法第二十四条若しくは第六十三条第七項又は同法第二百四十三条の七の規定の適用を受けることとなるもの（明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）のうち、昭和四十四年十月三十一日までに退職した者について新法第八十三条第一項及び第二項（同法第二百二十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用する場合（施行法第二十一条又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第四号）附則第二十三条の規定の適用のある場合を除く。）において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上新法第八十三条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合（新法第三条第一項に規定する組合をいう。以下この条において同じ。）又は団体共済組合（新法第二百七十四条第一項に規定する団体共済組合をいう。以下この条において同じ。）に申し出たときは、新法第八十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項（新法第二百二十二条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定を適用する。

2 前項に規定する更新組合員又は団体共済更新組合員が昭和四十一年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職したときは、その者に対しても同項と同様とする。この場合において、同項中「退職の日」とあるのは、「この法律の公布の日」とする。

3 前項に規定する者が再び組合又は団体共済組合の組合員となつて退職した場合において、新法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者は、第一項に規定する申出をすることができない。

4 第二項の規定の適用により同項に規定する者に新法第八十三条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に同項の退職に係る組合

会員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内訳とみなす。

5 第二項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日ににおいて消滅する。

○議長（石井光次郎君） これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石井光次郎君） 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。（拍手）

次に、住居表示に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井光次郎君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

○議長（石井光次郎君） 日程第三、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十二年五月十六日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第二百二十二条）の一部を次のように改正す

る。

第二十条第三項中「法第五十六条の二中」を「法第五十四条の三第一項中「第五十三条第二項」とあるのは「第五十三条第三項又は暫定措置法第二十条の二」と、法第五十六条の二中」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（区分経理の特例）

第二十条の一 事業団は、第三条第一項第一号の業務、同項第二号の業務並びに同号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）に係る法第四十八条第一項の特別の勘定において法第五十三条第一項本文に規定する残余を生じたときは、これららの規定にかかわらず、農林大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額をこえない額を、法第三十八条第一項第六号の業務（同号の指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるため、同号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れることができる。

第二十一条第二項中「（これらの業務に附帯する業務を含む。）」を削る。

第二十二条第二項中「第十七条」の下に「若しくは第二十条の二」を加え、「同条各号」を「第十七条各号」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農産振興事業団は、昭和四十一年度に加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第三条第一項第一号の業務、同項第二号の業務並びに同号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に係

る畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第四十八条第一項の特別の勘定において法第五十三条第一項本文に規定する残余を生じ、同項本文の規定によりその残余の額を積立金として整理したときは、この法律の施行の日において、当該積立金をその額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額まで減額して整理し、当該積立金の額からその減額後の積立金の額を差し引いて得た額を、法第四十八条第一項の規定にかかるわらず、法第三十八条第一項第六号の業務（同号の指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるため、同号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れるものとする。

3 前項の規定により繰り入れた織入金は、法第五十四条の三第一項前段の規定の適用については、暫定措置法第二十条の二の規定により繰り入れた織入金とみなす。

理由

畜農の健全な発達を促進するため、畜産振興事業団の輸入乳製品の調整等に関する業務の実施に伴つて生じた利益の一部を同事業団の助成の業務に必要な経費の財源に充てることができるることと理由である。

○議長（石井光次郎君） 委員長の報告を求めます。農林水産委員長本名武君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○本名武君 ただいま議題となりました内閣提出、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会

における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

最近、牛乳乳製品の旺盛な需要に対し、生乳生産が停滞傾向にありましたため、需給の逼迫を招いたときには、この法律の施行の日において、当該積立金をその額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額まで減額して整理し、当該

積立金の額からその減額後の積立金の額を差し引いて得た額を、法第四十八条第一項の規定にかかるわらず、法第三十八条第一項第六号の業務（同号の指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるため、同号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れるものとする。

大するため、畜産振興事業団の輸入する乳製品の売買差益金を酪農振興の施策に対し積極的に活用するものとし、これがために同事業団の經理処理の規定につき所要の改正を行なうこととして提出されたものであります。

本案は、去る五月十六日に提出、付託され、六月二十七日提案理由とその補足説明を聽取し、六月二十八日から七月四日までの間に数回にわたつて質疑を行ない、七月四日質疑を終了し、七月五日採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に對しましては、牛乳乳製品の長期の需要見通しのもとに、これが国内自給体制の確立をはかるため、生乳生産拡大の施策を一そら整備推進するとともに、乳製品の輸入は極力抑制すること等四項目にわたる附帯決議が付されました。以上をもつて御報告を終わります。（拍手）

○議長（石井光次郎君） 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井光次郎君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本名武君登壇〕

〔本名武君登壇〕

○議長（石井光次郎君） 日程第四、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

第三十五条の六に次の一項を加える。

4 石炭と同種の鉱床中に存する他の鉱物を目的とする鉱業権又は租鉱権を有する者は、その鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区が廃止事業者が放棄した石炭を目的とする採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区の区域に重複するときは、その重複する区域においては、石炭を掘採してはならない。

第三十六条の十三中「及び採掘権者又は」を「及び採掘権者若しくは」に、「もののうち」を「もの又は再建資金の貸付けを受けている者のうち」に改めます。

第三十六条の十四中「第一二十六条の二第一項第一号」を「第一二十六条の二第一項」に改め、同項第一号中「昭和四十二年度（昭和三十八年度）までには、昭和三十八年度及び昭和四十一年度」を「昭和四十五年度」に改める。

第九条の二第三項中「第一二十六条の二第一項各号」を「第一二十六条の二第二項」に改め、「それぞれ」を削る。

第三十六条第一項中「次の通り」を「次のとおり」に改め、同項第一号中「昭和四十二年度（昭和三十八年度）までには、昭和三十八年度及び昭和四十一年度」を「昭和四十五年度」に改める。

第一二十一号の三を第一二二号の二とする。

第一二十二号を削り、第一二二号の二を第一二一号とし、第一二一号の三を第一二二号の二とする。

第一二五条第一項中「行う」を「行なう」に改め、第一二二号を第一二一号とし、第一二二号の三を第一二二号の二とする。

第一二六条第一項第十二号を削り、同項第十三号中「前条第一項第十二号の二に規定する資金」を「前条第一項第十二号を削り、第一二二号の二とする。

第三十六条の二第二項第一項中「第二十五条第一項第十二号の二に規定する資金」を「再建資金」に改め、同条に次の二項を加える。

3 再建資金に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、五年（すえおき期間を含む。）をこえない範囲内において政令で定める期間とする。

4 第三十六条の六及び第三十六条の八から第三十六条の十一までの規定は、再建資金の貸付けを受けた者について準用する。

第四十条の二中「又は開発資金」を「開発資金又は再建資金」に改める。

第三十六条の二十四中「第二十五条第一項第十二号の三」を「第一二五条第一項第十二号の二」に改める。

第二十六条の二第一項中「次に掲げる」を「第二十五条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に關する」に、「それぞれ當該各号に掲げる基金」を「当該基金」に改め、各号を削り、同条

れ」を削る。

第二十七条第二項中「同項第十一号」を「並びに同項第十一号」に改め、「並びに同項第十一号に規定する債務の保証の計画」を削る。

第三十五条中「及び第三十五条の七」を「第三十五条の七、第四十四条の二第一項、第四十五条第三項及び第五十条」に改める。

第三十五条の六に次の一項を加える。

4 石炭と同種の鉱床中に存する他の鉱物を目的とする鉱業権又は租鉱権を有する者は、その鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区が廃止事業者が放棄した石炭を目的とする採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区の区域に重複するときは、その重複する区域においては、石炭を掘採してはならない。

第三十六条の十三中「及び採掘権者又は」を「及び採掘権者若しくは」に、「もののうち」を「もの又は再建資金の貸付けを受けている者のうち」に改めます。

第三十六条の十四中「第一二十六条の二第一項第一号」を「第一二十六条の二第一項」に改め、同項第一号中「昭和四十二年度（昭和三十八年度）までには、昭和三十八年度及び昭和四十一年度」を「昭和四十五年度」に改める。

第九条の二第三項中「第一二十六条の二第一項各号」を「第一二十六条の二第二項」に改め、「それぞれ」を削る。

第三十六条第一項中「次の通り」を「次のとおり」に改め、同項第一号中「昭和四十二年度（昭和三十八年度）までには、昭和三十八年度及び昭和四十一年度」を「昭和四十五年度」に改める。

第一二十一号の三を第一二二号の二とする。

第一二二号を削り、第一二二号の二を第一二一号とし、第一二一号の三を第一二二号の二とする。

第一二五条第一項第十二号を削り、同項第十三号中「前条第一項第十二号の二に規定する資金」を「前条第一項第十二号を削り、第一二二号の二とする。

第三十六条の二第二項第一項中「第二十五条第一項第十二号の二に規定する資金」を「再建資金」に改め、同条に次の二項を加える。

3 再建資金に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、五年（すえおき期間を含む。）をこえない範囲内において政令で定める期間とする。

4 第三十六条の六及び第三十六条の八から第三十六条の十一までの規定は、再建資金の貸付けを受けた者について準用する。

第四十条の二中「又は開発資金」を「開発資金又は再建資金」に改める。

第三十六条の二十四中「第二十五条第一項第十二号の三」を「第一二五条第一項第十二号の二」に改める。

第二十六条の二第一項中「次に掲げる」を「第二十五条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に關する」に、「それぞれ當該各号に掲げる

基金」を「当該基金」に改め、各号を削り、同条

第二項中「前項各号」を「前項」に改め、「それぞれ當該各号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に關する」に、「それぞれ當該各号に掲げる

基金」を「当該基金」に改め、各号を削り、同条

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔多賀谷眞総君登壇〕

第四十四条の二 交付金の交付の決定の日から第一項に改める。

第八十四条第一号中「又は第三項」を、第三項又は第四項に改める。

第二号の債務の弁済を行なう日までの間ににおいて同号に規定する鉱害の賠償に関して争議が生じたときは、賠償義務者又は被害者は、通商産業省令で定める手続きに従い、通商産業局長の裁定を申請することができる。

第四十三条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第四十五条第二項中「前条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

第三 通商産業局長は、前条第一項の規定により裁定の申請があつた場合において、申請に係る事務の申請が同条第二項において準用する第四十三条ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は交付金の交付の決定が取り消されたときは、その申請を却下しなければならない。

第四十六条中「又は第四十四条第一項」を「第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項」に改める。

第四十七条第一項中「又は第四十四条第一項」を「第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項」に改める。

第四十八条第一項又は第四十四条第一項」を、「第四十四条第一項」に改める。

第五十条中「充渡」を「充渡し」に、「申込」を「申込み」に改め、同条に後段として次のように加える。

第四十四条の二第一項の裁定があつた場合に

おいて、交付金の交付の決定が取り消されるときも、同様とする。

第五十一条第一項中「又は第四十四条第一項」を「第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項」に改める。

第八十三条中「若しくは第四十四条第一項」を、「第四十四条第一項若しくは第四十四条の二第一項」に改める。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十分散会

九四〇

〔多賀谷眞総君登壇〕

○多賀谷眞総君 ただいま議題となりました石炭業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、石炭鉱業を再建するための施策の一環ともに、石炭鉱業合理化事業団の業務を拡充すること等の改正を行なうとするものであります。

次に、本案の内容を簡単に申し上げますと、

第一に、石炭鉱業合理化事業団の行なう運賃延納による債務の保証について、なお從前の例によること等の改正を行なうとするものであります。

第二に、消滅賦区等において、他鉱物を目的とする鉱業権等の石炭掘採を禁止したこと

第三に、石炭鉱業合理化事業団が行なう経営改善業務以外の業務を延長したこと

昭和四十五年度に改め、これに合わせて、石炭鉱業合理化事業団の行なう運賃延納にかかる債務保証業務の延長したこと

第一に、石炭鉱業合理化事業団が改正前の第三十六条の二十二第一項の規定により行なつた石炭の運賃の延納に係る債務の保証については、なお從前の例による。

第二に、内閣総理大臣 佐藤 榮作君 農林大臣 倉石 忠雄君 通商産業大臣 菅野和太郎君 運輸大臣 大橋 武夫君 自治大臣 藤枝 泉介君 本案は、去る五月十六日本委員会に付託され、五月十八日菅野通商産業大臣より提案理由の説明を聴取した後、慎重な審議を重ね、七月五日、質疑を終了、直ちに採決いたしましたところ、本案は多數をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました次第であります。

なお、本案に対し、再建資金の融資にあたつては、その趣旨にかんがみ、彈力的に運用すべき旨の附帯決議を付しましたことを申し添え、御報告を終わります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君 農林大臣 倉石 忠雄君 通商産業大臣 菅野和太郎君 運輸大臣 大橋 武夫君 自治大臣 藤枝 泉介君

外務省アジア局長事務代理 吉良 秀通

(政府委員承認)

一、去る四日、佐藤内閣総理大臣から吉良秀通を同日

出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。

(政府委員承認)

一、去る四日、佐藤内閣総理大臣から石井議長

宛、四日議長において承認した吉良秀通を同日

第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知を

受領した。

(政府委員承認)

一、去る四日、佐藤内閣総理大臣から石井議長

宛、同日(外務省アジア局長)小川平四郎の第五

十五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領し

た。

(通知書受領)

一、昨五日、参議院議長から、国会において承認

することを議決した次の件を内閣に送付した旨

の通知書を受領した。

千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について概要を求めるもの

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締 件

結について承認を求めるの件

奏上した旨の通知書を受領した。

日本産業標準法の一節を改正する法律
船員災害防止協会等に関する法律

石油ガス税法の一部を改正する法律
(理事補欠選任)

、昨五日、農林水産委員会において、次の通り
理事を補欠選任した。

理事 中村 時雄君（理事玉置一徳君告
理事辞任につきその補欠）

常任委員辭任

去る四日 謹長において
沙の常任委員の許
任を許可した。

内閣委員
佐藤文生君
高橋清一郎君

村上信二郎君
中尾榮一君
丹羽久章君
山下元利君

地方行政委員 築輪 登君 山口 敏夫君

久保田藤磨君 佐々木秀世君

達覽一君
渡海元二郎君

外務委員 中尾 栄一 箕輪 登君

青木正久君
井村重雄君
辻寛一君
山口敏夫君

大藏委員
抄目
重文店
福太
一吉

文教委員
石田重良君
福永一臣君

河野洋平君
吉田賢一君
佐藤文生君
大石竹下登君
吉田泰造君

社会労働委員	井村 河野 地崎宇三郎君 福井	重雄君 洋平君 六月君 勇君	大石 世耕 青木 熊谷	武一君 政隆君 正久君 義雄君
農林水産委員	熊谷 世耕	義雄君 政隆君	栗林 芳賀	三郎君
商工委員	堀川 吉田 加藤	恭平君 泰造君 六月君	鈴木 一君	大石 世耕 青木 熊谷
運輸委員	堀川 吉田 加藤	恭平君 泰造君 六月君	水野 清君	武一君 政隆君 正久君 義雄君
通信委員	佐々木秀世君	永江 一夫君	山下 榮二君	
予算委員	芳賀 貢君	水野 清君	芳賀 貢君	
外務委員	要林 三郎君	地崎宇三郎君	水野 清君	
	昨五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。			
(常任委員補欠選任)	青木 正久君	井村 重雄君	山下 榮二君	
決算委員	小宮山重四郎君 白濱 青木	井村 重雄君 仁吉君 正久君	水野 清君	
商工委員	中村 重光君	千葉 佳男君	芳賀 登君	
内閣委員	丹羽 久章君	千葉 佳男君	大石 世耕 青木 熊谷	
	中尾 栄一君	板川 正吾君	武一君 政隆君 正久君 義雄君	
	村上信二郎君	佐藤 文生君		
	佐藤 敏夫君			
	文生君			
	去る四日、議長において、次の通り常任委員補欠を指名した。			

地方行政委員	高橋清一郎君	内海英男君	山下元利君
塙谷委員	箕輪佐々木秀世君	中尾栄一君	久保田藤磨君
外務委員	渡海元三郎君	辻寛一君	辻寛一君
文教委員	井村重雄君	山口敏夫君	
大蔵委員	堀川青木正久君		
社会労働委員	大石吉田恭平君	河野洋平君	
農林水産委員	福永義造君	佐藤洋平君	
商工委員	加藤登君	吉田賢一君	
運輸委員	地崎宇三郎君	福井勇君	
予算委員	大石武一君	熊谷義雄君	
通信委員	砂田政隆君	井村重雄君	
栗林芳賀貢君	栗林三郎君	世耕政隆君	
芳賀貢君	吉田義造君		
水野清君	永江一夫君		
栗林三郎君	佐々木秀世君		
芳賀貢君	加藤六月君		
水野清君	山下榮二君		
地崎宇三郎君	佐々木秀世君		
芳賀貢君			
井村重雄君			
外務委員			

社会労働委員	青木 正久君	熊谷 義雄君
商工委員	井村 重雄君	渡辺 靖君
決算委員	橋口 隆君	板川 正吾君
(特別委員辞任)	千葉 佳男君	中村 重光君
沖繩問題等に関する特別委員	鈴木 善幸君	千葉 佳男君
、去る四日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	森 清君	石橋 政嗣君
、中谷 鉄也君	、昨五日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	、公職選舉法改正に関する調査特別委員
石炭対策特別委員	白濱 仁吉君	鈴木 善幸君
(特別委員補欠選任)	倉成 正君	森 清君
、去る四日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。	廣瀬 正雄君	、中谷 鉄也君
公職選舉法改正に関する調査特別委員	三ツ林弥太郎君	石橋 政嗣君
、公職選舉法改正に関する調査特別委員	篠田 弘作君	、中村 重光君
、昨五日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。	広川シズエ君	千葉 佳男君
沖繩問題等に関する特別委員	山口 敏夫君	、橋口 隆君
石炭対策特別委員	大石 武一君	、井村 重雄君
、石橋 政嗣君	中谷 鉄也君	、千葉 佳男君
、白濱 仁吉君	、三ツ林弥太郎君	、正吾君
、石橋 政嗣君	、中谷 鉄也君	、正久君

山口 錦夫君 倉成 正君
篠田 弘作君 廣瀬 正雄君

(議案提出)

一、去る四日、議員から提出した議案は次の通りである。

地方自治法等の一部を改正する法律案（太田一夫君外十九名提出）

一、昨五日、議員から提出した議案は次の通りである。

通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案（大久保武雄君外二十四名提出）

一、今六日、委員長から提出した議案は次の通りである。

住居表示に関する法律の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）

一、去る四日、予備審査のため内閣から送付されたた次の議案を受領した。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案

一、去る四日、予備審査のため内閣から送付されたた次の議案を受領した。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案

一、去る四日、予備審査のため内閣から送付されたた次の議案を受領した。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第一四九号）（予）

一、去る四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

文教委員会 付託
（議案付託）

一、去る四日、予備審査のため内閣から送付されたた次の議案は次の通りである。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第一四九号）（太田一夫君外十九名提出、衆法第三七号）

一、去る四日、参議院に送付した条約は次の通り（条約送付）

地方行政委員会 付託

である。

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に關する条約（第百号）の締結について承認を求める件

及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国團の第三確認書の締結について承認を求める件

開港税及び貿易に關する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国團の第三確認書の締結について承認を求める件

（議案送付）

一、去る四日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

日本専売公社法の一部を改正する法律案

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

土地収用法の一部を改正する法律案

土地収用法の一部を改正する法律案

航空機飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に關する法律案

一、去る四日、予備審査のため内閣から送付されたた次の議案を受領した。

参議院に送付した本院議員提出案

（回付議案受領）

一、去る四日、参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

（委員会通知書受領）

一、去る四日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件

（議案通知書受領）

一、去る四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

（内閣提出第一四八号）

内閣委員会 付託

（内閣提出第一四九号）

内閣委員会 付託

（内閣提出第一四

(通算年金通則法の一部改正)

第十三条 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一条)の一部を次のとおりに改正する。

附則第八条第二項中「厚生年金保険の被保險者である」を削る。

[別紙]

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、特に左の諸点に検討を加え、すみやかに適切な措置を講すべきである。

一 共済組合の給付に要する費用の公的負担割合の引上げ等については、他の社会保険制度との均衡を考慮してその改善に努めること。

二 掛金および給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額は、長期にわたり据えおかれているので、公務員の給与の実態を考慮し、すみやかに再検討すること。

三 年金のスライド制の実施については、すみやかに統一的な責任機関を定め、関係機関との調整をはかりつつ、実効ある具体的措置を講ずるよう努めること。

四 遺族給付を受ける遺族の範囲は、主として組合員の収入により生計を維持していた者に限定されているが、その取扱いにつき、実情に即した運用が行なわれるよう検討すること。

五 組合員が退職後一定の期間内に発病した場合にも療養給付を受けることができるよう検討すること。

右決議する。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報

告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、畜産振興事業団の輸入する乳製品の

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

買入れ、売渡しに伴つて生じた売買差益金の一部を、酪農振興のための助成に活用することとして、同事業団の經理処理の規定について改めようとするものである。

二 議案の可決理由

最近における牛乳乳製品の需給のひつ迫的動向にかんがみ、国内の生乳生産を可及的速やかに増大するため、畜産振興事業団の輸入する乳製品の買入れ、売渡しに伴つて生じた売買差益金の一部を、酪農振興のために活用することは適切なる措置と認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

本案は石炭鉱業の現状に対応した抜本的安定対策の実施に際し、その前提として、合理化基本計画の目標年度を改めるとともに石炭鉱業合理化事業団業務の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を現行の昭和四十二年度から昭和四十五年度に改める。なお、これに合わせて、事業団の主要業務の廃止期限を昭和四十五年度まで延長する。

2 石炭鉱業合理化事業団の業務のうち、イ 石炭運賃の延納に係る債務の保証業務は、予定期間廃止する。

3 石炭鉱山整理促進交付金制度により放棄された鉱区等の区域では、石炭と同種の鉱床中に存する他の鉱物を目的とする鉱業権等を有する者も石炭を掘採してはならないこととする。

4 鉱害賠償に関する通商産業局長の裁定制度を、石炭鉱山整理促進交付金制度によつて放棄された鉱区等に係る鉱害紛争についても適用することとする。

5 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

[別紙]
記

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、酪農の現状にかんがみ、左記事項の実現に努めるべきである。

記

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、酪農の現状にかんがみ、左記事項の実現に努めるべきである。

1 牛乳製品の長期の需要見通しのもとに、これが国内自給体制の確立を図るために、生乳生産拡大の施策を一そく整備推進するとともに乳製品の輸入は極力抑制すること。

2 加工原料乳生産者補給金の財源については一般会計による支出を基本とし、乳製品の輸入差益は酪農振興に優先的に使用するものとするこ

と。

3 乳製品の輸入差益による酪農振興助成への支

出は、当該地域の酪農振興が効果的にはかられるよう支出手続を簡素なものとし、農家に十分利用できるよう配慮すること。

4 全生乳に対する価格対策の確立につき早急に検討すること。

た次第である。

なお、本案に対し、別紙のことき附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費 建資金出資金として、五億円が計上されている。

右報告する。

昭和四十二年七月五日 石炭対策特別委員長 多賀谷真穂

[別紙] 衆議院議長 石井光次郎殿

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、再建資金の融資に当たつては、本制度の趣旨にかんがみ、企業の緊急事態に対処し得るよう彈力的に運用すべきである。

[別紙] 衆議院議長 石井光次郎殿

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、再建資金の融資に当たつては、本制度の趣旨にかんがみ、企業の緊急事態に対処し得るよう弾力的に運用すべきである。

[別紙] 衆議院議長 石井光次郎殿